

外国人留学生を対象とする観光庁行政体験研修2013 募集要項

1. 趣旨

「観光庁」において、実際の観光行政事務の体験を通じて、外国人留学生の皆さんのキャリア形成の支援に資するとともに、観光行政に対する理解を深めるための企画として、外国人留学生の方を対象にした行政体験研修を実施します。

2. 概要

- (1) 研修に参加する学生（以下「参加学生」という。）は、観光庁の担当部署に一定期間在籍していただき、観光庁職員からのレクチャー、フィールドワーク等を通して、観光行政の課題について研究をしていただき、研修最終日には、研究成果を発表していただきます。
- (2) 参加学生は2名を予定しています。
- (3) 受入予定部署及び研究・発表のテーマは、別紙1のとおりです。
- (4) 観光庁関連の各種イベント等への参加や観光関連団体や施設への訪問もあります。

3. 対象者

所属大学等から推薦を受けた外国人留学生（国内の大学に留学している外国人大学生又は大学院生で、観光関係学科に在籍している者その他観光関係の研究等を行っている者）

4. 期間

平成25年7月23日～平成25年9月13日の毎週火・木曜日 各日とも午前10時～午後5時
※授業の都合等により、研修日・研修時間については調整が可能です。

5. 場所

観光庁（所在地：東京都千代田区霞ヶ関2-1-3 中央合同庁舎3号館3階）

6. 募集方法等

応募にあたっては、所属する大学から学生を推薦していただきます（学生個人からの応募は受け付けません）。

- (1) 学生の方：「外国人留学生を対象とする観光庁行政体験研修2013 応募用紙」（別紙2）に必要事項を記入し、大学の窓口へ提出してください（下記6.（2）の締切日は、大学が国土交通省に応募する締切であり、学生が大学へ提出する締切ではありませんので、ご注意ください）。
- (2) 大学の担当部局の方：学生からの応募を取りまとめ、「外国人留学生を対象とする観光庁行政体験研修 参加推薦書」（別紙3）を作成し、平成25年6月20日（木）までに、学生が作成した応募用紙と併せて「〒100-8918 千代田区霞ヶ関2-1-3 中央合同庁舎3号館 観光庁総務課 福島」まで郵送してください。

7. 参加学生の決定

書類選考の後、面接を実施し参加学生を決定します。選考結果については、平成25年7月中旬に各大学宛に連絡します（事情により遅れる場合は、別途連絡します）。

8. 参加の条件

- (1) 参加学生には、事前に、参加にあたっての遵守事項（別紙4）に関する誓約書を提出していただきます。
- (2) 研修の参加経費（交通費、滞在費、食事代、保険料、フィールドワーク参加費等）については、原則として各自で負担していただきます。国土交通省は支給しません。
- (3) 研修への参加に際しては、大学の指定する災害傷害保険及び賠償責任保険に加入していることを条件とします。
- (4) 研修への参加に際しては、参加学生の所属する大学と当省との間で遵守事項等に係る覚書を締結していただきます。

9. 問い合わせ先

観光庁 総務課 調整室 福島 （電話）03-5253-8321
国土交通省 大臣官房 人事課 土田 （電話）03-5253-8170

テーマ1：観光統計を活用した「日本における外国人観光客誘致のための政策立案」、
もしくは「地域における観光振興政策立案」

(1) 研究・発表概要

観光庁においては、観光政策立案のための基礎資料や効果検証のために各種観光統計を整備しています。

今回の行政研修においては、観光庁が実施する各種観光統計の調査結果並びに他の定量的なデータを活用して、訪日外国人旅行者数増加に向けてどのような施策を実施することが望ましいのか、または、地域における観光振興をどのように行えばよいのかということ、外国人留学生の観点から分析を行って頂きます。また、あわせて行政実務者や有識者等にヒアリングを行い、外国人旅行者受入上の問題点の抽出を行って頂きます。それらをもとに、訪日外国人旅行者増加に向けた具体的な方策を提言して頂きます。

当室は、観光庁におけるシンクタンク的な機能を担っている組織であるため、本研究では、観光政策を定量的なファクトに基づいて、構造的に構築することに主眼をおいています。一連のインターンシップを通じて観光行政における実践的な体験を積むと共に、ロジカルシンキングのスキルを身につけることを目的としています。

Notice:

Although minimum ordinary Japanese conversation skill is required, we accept application from students who have English skill.

(2) スケジュール

7月下旬～8月上旬	観光統計のデータの分析による現状の把握
8月中旬	有識者等へのヒアリングの実施
8月下旬まで	課題整理・分析
9月上旬	具体的な方策の提言取り纏めと発表

(3) 受入担当課

観光庁 観光経済担当参事官室

テーマ2：通訳案内士制度のネイティブスピーカーへの普及可能性に関する調査研究

(1) 研究・発表概要

訪日外国人旅行者の6割以上が中国語又は韓国語を母国語とする旅行者である一方で、中国語又は韓国語の通訳案内士は全体の17%に留まり、訪日外国人旅行者の需要と通訳案内士の供給に大きなずれが生じている。訪日旅行者1000万人の目標達成、さらにその先の「2000万人」の高みを目指すためには、訪日外国人旅行者のリピーターを確保することが不可欠である。通訳案内士による質の高い接遇の提供は、訪日外国人旅行者のリピーター化に大きく寄与するものであり、中国語及び韓国語での需給のずれを早急に解消する必要がある。

中国語及び韓国語での受験者は、3割から5割をネイティブスピーカーが占めており、外国人に受験の動機が強くあるという点で英語、フランス語等の他の言語と状況が異なる。日本人の中国語又は韓国語学習者は英語に比べて圧倒的に少なく、中国語及び韓国語の通訳案内士を増加させるためには、中国語及び韓国語のネイティブスピーカーの潜在的な受験需要を把握し、ネイティブスピーカーの受験を促す措置を取ることが重要となる。

このような現状を踏まえ、我が国で通訳案内士資格の取得を目指す中国語及び韓国語ネイティブスピーカーの実態を調査するとともに、ネイティブスピーカーの受験者を拡大するための方策を提言することを研究のテーマとする。さらに、提言した方策が受験者の拡大に及ぼす効果もあわせて検証することとする。

具体的には、各国の通訳ガイド制度と我が国の通訳案内士制度を比較するとともに、留学生を多く受け入れている専門学校等へのヒアリング及びアンケートによる現状把握を基礎に、試験地や試験会場等の具体的な要素を改善することによる留学生等の利便の増進や、ネイティブスピーカーを念頭に置いた免除制度の拡大の可能性について検討することとする。

(2) スケジュール

- | | |
|------|-----------------------------------|
| 7月下旬 | 専門学校、留学関係者、在日中国人及び韓国人関係団体等へのヒアリング |
| 8月上旬 | 海外における通訳ガイド制度の調査 |
| 8月下旬 | 課題整理・分析 |
| 9月上旬 | 通訳案内士制度の改善に関する提案、発表 |

(3) 受入担当課

観光庁 観光資源課